

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 中小企業資金繰り支援（利子補給制度）について

山都町は、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた山都町に本拠を有する中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る融資制度を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けた利子の一部を補助（利子補給）します。 ※令和2年3月26日現在の素案であり、内容は今後変更する場合がございます。

1 制度の概要

① 対象事業者 ※右のいずれも満たす者	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策に係る②の補給対象融資制度を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けた事業者 中小企業信用保険法に定める中小・小規模事業者 山都町に住所及び事業所を有する事業者 町税に滞納がない事業者
② 対象融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分） 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証5号 新型コロナウイルス感染症対策分） 新型コロナウイルス対策緊急時短期資金 新型コロナウイルス対策マル経融資 金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）県独自分
③ 補給金額	各年1月から12月までに支払った利子 <u>全額</u>
④ 補給期間	3年間（融資実行日から3年以内の最終償還日まで） ただし、2件以上の制度を利用した場合は1件目の融資実行日から3年以内
⑤ 申請及び交付	申請時期は毎年度1月、利子補給額の支払いは3月を予定
⑥ 備考	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の運用開始日から適用 熊本地震に係る融資分については、利子補給の対象にはなりません。

2 令和2年度の申請手続きの流れ

- ① 融資を受けた事業者様に、山都町から直接、申請書等を発送します。（令和3年1月）
 - ② 申請書にご記入のうえ、山都町にご提出ください。（令和3年1月から2月）
- ※ ご利用金融機関が発行した「利子支払実績証明書」の添付が必要となります。
- ③ 申請された利子補給額をお支払いします。（令和3年3月予定）

